

連載 著作権と情報システム 第13回

司法書士/駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会(コンピュータ・ソフトウェア関係)中間報告」(5)

保護の内容

著作者の権利内容としては、著作権法によって定められた著作者の人格的な利益を保護する「著作者人格権」と財産的な利益を保護する「著作権」に分類できる。

一 著作者人格権

著作者人格権は民法上的人格権(人格的利益)を著作物として具体化されたものであり、著作権法第18条(公表権)第19条(氏名表示権)第20条(同一性保持権)に規定されている。法規定の具体的な効果としては、権利侵害による損害発生前に、侵害予防ができること、著作者人格権の要件が明確に定められているので、要件に反することを立証しやすいことである。また、著作者人格権はベルヌ条約でも規定されているが、万国著作権条約にはない。ベルヌ条約を締結している国もあれば、万国著作権条約にしか加入していない国もある。また、アメリカやイギリスのように著作権法に著作者人格権の規定はないが、アメリカ各州のコモンローのように著作者表示権や改変防止権、公表決定権、非公表決定権など一般的に人格権の保護が図られている場合や、イギリスのように名誉の侵害を不法行為法で救済される場合もある。

(1) 公表権

公表権は、著作者が「その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利」(著作権法第18条第1項)であり、すなわち、公表するかどうか、いつ公表するか、どのような方法で公表するかを決定する権利である。しかし、プログラムに公表権を認める必要があるかどうかについて、中間報告では、プログラムについても公表権を認める必要があると結論付けている。一方、プログラムに個性がないことから、すべての著作者人格権になじまないという意見も紹介されている。もちろん著作者人格権は、個人・法人等を問わない。委託によって製作されたプログラムの公表権については、プログラムの著作権が譲渡されたとしても著作者人格権は一身専属権のため受託者に残ることになり、結果として受託者から公表権が主張されるのではないかという問題が生じる。ただし、この場合も、著作権法第18条第2項第1号により受託者から委託者に譲渡されたとき、公表権の同意が推定されることになるため、著作者人格権としての公表権を主張できないとされた。また、プログラムの受託者が委託者の意思に反して、受託者の公表権に基づき雑誌等にソフトウェアを公表し

た場合の問題については、受託者は委託者の財産権としての著作権の侵害として差止め請求及び損害賠償を請求されることになる。

(2) 氏名表示権

氏名表示権(著作権法第 19 条第 1 項)の立法趣旨は、「著作者と著作物の人格的不離一体性に着目し、その人格的利益を保護するために、著作者にその著作物の創作者であることを主張する権利を認める点にある」として、内容としては著作者の名前を表示するか表示しないかを定める権利であり、著作物に表示する場合でも著作者が実名で表示するか変名(周知された変名又は周知されない変名)で表示するかを決めることでもある。法人においても氏名表示権は法人著作であるかどうかを判断するときに必要なものである。ただし、中間報告では、フローチャートやコーディングシートに書かれた製作者名は、法人著作としてではなく、単なる責任の所在を示すものであることが大方の意見であるとしている。

また、プログラムが委託によって製作される場合、著作者人格権である氏名表示権は受託者が有することになるが、モジュールなどプログラムの一部だけの製作を外部に委託している場合、プログラム全体は委託者にあると考えられるとしている。

引用・参考文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年
- ・岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年
- ・標準パソコン用語辞典(2009~2010 年度版) 赤堀侃司監修 周和システム第一出版編集部 2009 年

連載 著作権と情報システム 第 14 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（6）

保護の内容

一 著作者人格権（の続き）

（3）同一性保持権

同一性保持権（著作権法第 20 条第 1 項）は、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」としているように、著作物の内容に対する同一性を保持する権利と著作物の題号に対する同一性を保持する権利に分類でき、同中間報告では、プログラムにおける内容の改変等が同一性保持権の問題となるか検討をしている。

プログラムの場合、バグを埋めるデバックやバージョンアップなど改変を必要とすることが多く、改変する度に著作権法に基づく著作者の同意を有するかという問題が生ずる。プログラムのバグを修正することは、単に論理的な誤りを修正する行為に過ぎないため、同中間報告では「（著作権法）第 20 条第 1 項に該当しないか、又は同条第 2 項第 3 号（現行法第 4 号）のやむを得ない改変に該当する」ものとして、同一性保持権の侵害とはならないとしている。そして、バージョンアップなどプログラムの改変については、改変したプログラムが翻案に該当してまったく別の二次的著作物として認識される場合と、改変したプログラムが単なる修正、増減であって、まったく別の二次的著作物として客観的に認識できない場合に分けることができる。改変したプログラムが翻案に該当してまったく別の二次的著作物として客観的に認識される場合は、中間報告では著作者の意に反したとはいえないものとしている。改変したプログラムがまったく別の二次的著作物とまで客観的に認識できない場合も、著作者の意に反していない場合と意に反している場合に分けることができる。著作者の意に反していない場合は同一性保持権の侵害とはならない。著作者の意に反した場合は同一性保持権の侵害とはなる。中間報告では、改変したプログラムが別の二次的著作物として客観的に認識できなかったとしても、「やむを得ない改変」については例外として立法措置をとるべきものとしている。

まとめ

以上の結果、中間報告では、著作権法第 20 条 2 号に新たな例外規定を設けることを求めている。

中間報告に沿って、著作権法第 20 条第 2 項の一部を改正し、同条第 2 項第 3 号が新

たに設けられた（昭和 60 年 6 月 14 日法律第 62 号により改正）。

【著作権法第 20 条第 2 項】

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

- 一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

標準パソコン用語辞典（2009～2010 年度版） 赤堀侃司監修 周和システム第一出版編集部 2009 年

連載 著作権と情報システム 第 15 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（7）

保護の内容

二 著作権

著作権法における財産的権利、特にプログラムと関係の深い複製権と翻案権を中心に検討されている。

(1) 複製権

著作権法の複製権は有形的な再製を前提としていることから、再製されたもの（固定されたものでなくてもよい）が実質的に同一であればよく、同一性が保たれていれば同じ表現形式でなくてもよい。

中間報告ではプログラム著作物の複製権について、次の事項について検討されている。

ア ソフトウェアの一部分の複製にも権利が及ぶか。

著作物の一部分（たとえば部分的機能を集めたシステムを構成するモジュールのようなまとまりのある部分）の複製でも、著作物としての有用性（創作的表現）があれば、複製権として権利が及ぶ。ただし、個々のステートメント（プログラム言語で記載されたそれぞれの文）の複製やある程度まとまったステートメントでも慣用的に用いられているような一部分の複製は、複製権としての権利は及ばない。

イ プログラム言語の変更について、どの程度なら複製物となるか。

著作権審議会第二小委員会の昭和 48 年 6 月の報告書から引用されているとおり、「プログラムのプログラミング言語を変更して作成したプログラムは、原プログラムの複製物であるにすぎない。（同報告書 13 頁）」（たとえばオブジェクト・プログラムはソース・プログラムの複製物にすぎない。）と考えられているが、中間報告ではあるプログラム言語から他のプログラム言語に変更するときに、すべてが複製に当たるということはないとしている。たとえば、フローチャートからアルゴリズム（解法）を抽出して新たにプログラムを作成するような場合は、別のプログラムを作成することになるため、新しい著作物と考えられる。要するに、コンパイラやアセンブラなどの変換プログラムを使って機械的に言語を変更する場合ではなく、新たな創作性を有するようなプログラム言語の変更過程を経た場合は、新しいプログラムとなるため、原プログラムの複製物とはならないということである。

引用・参考文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年
- ・岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年
- ・標準パソコン用語辞典 (2009～2010 年度版) 赤堀侃司監修 周和システム第一出版編集部 2009 年

連載 著作権と情報システム 筆休め寄稿
日本における契約観について

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

原稿の締め切りを忘れていたとか、約束した報告書を見落として期限内に提出できなかったなど、口頭だったため忘れてしまったり、内容を見落としたりすることはよく起こります。一見何事もなく済んでしまうことが多いこのような日常での出来事は、本当に問題にならないのでしょうか。私たちの国【日本】は明治維新（1868年）を経て国内統一と国家体制を改革する段階で、諸外国の法制度をいち早く導入し、当時の西欧列強から植民地化されることなく、近代化を果たしました。契約の基本法（一般法）である民法も明治23年（1890年）に公布、同26年（1893年）に施行されました。フランス民法が施行された1804年から日本の民法の施行まで約一世紀近くかかったとはいえず¹、明治維新から僅か四半世紀で、近代的な民法典が全国民²に適用されることになったわけです。アジアだけ見れば突出したその法整備は、その後のわが国に有利（条約改正など）に働きました。

市民社会³は、「自由、平等、独立」を基本理念とし、『契約の自由』は近代民法の基本的原則でもあります。

「契約」は、「自由」という側面だけでなく、（契約によって）『拘束（約束）』という別の意味を持っています⁴。「契約」において「自由と拘束は盾の両面※（渡辺洋三 2005、以下同じ）P49」として一体となってあらわれます。日本国民は「契約の自由」という内容は理解していますが、市民社会の「契約の自由」を守るための「契約による拘束（約束）」については「共同体的契約観⁵」から意識されにくいことがあります。たとえば、ある団体が雇用契約を結んだにも関わらず、給与の一部を強制的に返還させるような行為が「共同体的契約観」から生まれてくるのであれば、「社会的強者の恣意を拘束」し、「社会的弱者の権利と自由を保障する※P59」という「契約の構造や機能※P59」を崩壊させることにもなります⁶。

奴隷制度や封建的な身分社会から脱して市民社会、資本主義社会を維持する「自由、平等、独立」という権利を守るためにも、「約束」を守る契約観を身につけなければなりません。「共同体（組織）的行動」は重要だと思いますが、「共同体的契約観」は持つ

1 ドイツ民法典の施行は1900年。

2 旧法例（明治31年の法例や現在の法の適用に関する通則法の前）の範囲で適用。

3 人間の諸関係が、自由・平等・独立な市民相互の関係としてあらわれる社会。※P37

4 ただし、人身売買など公序良俗に反する契約内容には拘束されない。

5 契約を、対立する当事者の関係と見ないで、相手と一心同体の関係としてみるという意味。
P57

6 ただし、一定の条件において、会社が労働組合などとの話し合いで給与の減額などの合意をすることは有効である。

べきではないと考えます。

読者の皆さまは、当然、既に「約束」を守る契約観を身につけていらっしゃると思います。こまめなチェックをお忘れなく。

引用・参照文献

- ・法というものの考え方、渡辺洋三著、日本評論社、2005年5月（※）
- ・民法のすすめ、星野英一著、岩波新書、1998年1月
- ・法の哲学、G. W. F. ヘーゲル、尼寺義弘訳、晃洋書房、2009年3月

連載 著作権と情報システム 第 16 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」(8)

保護の内容

二 著作権

(1) 複製権

ウ “プログラムの実行（使用することへの権利を認めること）”をどのような取り扱いにするのか。(1)

中間報告では、“プログラムを使用する権利（プログラムを実行する権利）”を認めることで、不正なプログラムの実行やアクセスに対応できるとする意見も述べられている。

ただし、このようなプログラムを実行する権利に対して、次のような消極的な意見が大勢を占めた。

①プログラムを実行する権利が認められると、パッケージソフトウェアを購入した者などが、購入したプログラムを実行する権利について、プログラムを実行する権利の許諾が得られなければ、結果としてプログラムが実行できなくなるおそれがあるという意見（当時大量に出回っていた売り切りパッケージソフトウェアにおいて、プログラムを実行する権利を認めることは、流通利用面からの阻害要因となるという理由）

②プログラムを実行する権利については、排他的権利としてライセンス契約の中で処理されているので、新たに設定する必要性がないという意見

③違法に複製されたプログラムの実行などの限られた事例を前提に排他的権利であるプログラムを実行する権利を一般に認めることは妥当ではない、また複製権や貸与権だけで十分利益を確保できることからそれほど実益は少ないという意見

④わざわざプログラムを実行する権利を認めなくても、著作権法第 113 条第 1 項第 2 号により著作権を侵害する行為によって作成された物（複製権を侵害した複製物）に対して、情を知って頒布する行為を著作権を侵害する行為とみなしていることから、これと同様に、著作権の複製権を侵害した（違法に複製した）プログラムに対して、情を知って実行する行為は、著作権を侵害する行為とみなす規定を設ければ足りるという意見

⑤著作権の支分権として、新たにプログラムを実行する権利を認めることは、表現の保護という著作権法の建前から逸脱しているという意見

⑥著作権の支分権として、新たにプログラムを実行する権利を認めることは、表現の保護という著作権法の建前から逸脱しているという意見

⑦著作権の支分権として、新たにプログラムを実行する権利を認めることは、表現の保護という著作権法の建前から逸脱しているという意見

結論として、中間報告では、「プログラムの実行について新たに権利を認めること

は、理論的にも実務的にも問題が多く慎重でなければならない」として、プログラムの実行について新たに権利を認めないことが示された。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年
- ・岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 17 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（9）

保護の内容

二 著作権

(1) 複製権

ウ プログラムの実行（使用することへの権利を認めること）の取り扱いをどのようにするのか。(2)

プログラムの実行する場合、内部記憶装置（たとえば処理をするために、メモリに記憶されることなど）への蓄積をどのように考えるかという問題がある。要するに、このような内部記憶装置への蓄積を複製権の侵害と考えるかということである。著作権審議会第二小委員会の昭和 48 年 6 月の報告書では、「その蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであって、複製に該当しない」という見解が述べられているが、中間報告ではこのような内部記憶装置への瞬間的かつ過渡的なものであっても、複製と解するという意見が示されている。

それでは、プログラムの実行について何らかの権利（プログラムを実行する権利）が必要かどうかを考えると、内部記憶装置への蓄積が複製であるという規定を設けることや、プログラムが演算装置に送られて、再製されることを無形の複製権として認めてもよいか。

著作権審議会第六小委員会では、別にプログラムを実行する権利を認めなくても、もしプログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物（違法に複製されたプログラム）を業務上電子計算機において使用（実行）すれば、その使用した者が情を知って著作権を侵害した者とみなすという規定を新設すれば足りると結論づけている。

よって、パッケージソフトウェアだけでなく、内部記憶装置へ蓄積したプログラムについても、「プログラムを実行する権利」を認める必要はない。もし著作権を侵害する行為によって作成されたプログラムの複製物が使用されても、「これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、著作権を侵害する行為とみなす（著作権法第 113 条第 2 項）」という規定によって、使用した者に対して著作権侵害として差止請求等ができるようになるのである。

※具体的に表現するなら、著作権法を侵害して作成されたプログラムであることを知って、ライセンス契約を結ぶことなどは、著作権を侵害する行為とみなされるということ。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、
来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹
編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 18 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（10）

保護の内容

二 著作権

(2) 翻案権

著作権法第 27 条において、「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する」と規定されている。翻案権とは、同法同条により「二次的著作物を創作する権利」として認められているものである。また、同法第 28 条により、「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利（複製権等の著作物の支分権）で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の種類を専有する」としている。たとえば原作となる小説をゲームソフトとしてプログラムに翻案した場合、原著作者である小説の著作者にもゲームソフトの頒布権を認めるというものである。

そして、プログラムはそのアルゴリズムを保護の対象とはされていないことから、リバースエンジニアリングと呼ばれるプログラムの技術解析は、著作権を侵害することにはならない。著作権審議会第六小委員会では、プログラムの翻案について、小説などの他の著作物に比べて、権利（著作権）の及ぶ範囲は狭いものとして考えられるべきと報告している。たとえば、あるプログラムに基づいて創作性のある改変を加える行為は翻案であるが、別のプログラムを追加したような場合は、別々の権利を有するもの（著作物）と考えられる。また、あるプログラムを解析して導き出されたアルゴリズムから、新しいフローチャートを作成し、そこからプログラムを作成することは翻案に該当しない。

中間報告では、プログラムについての翻案権の及ぶ範囲を具体的にすべきという意見があったが、特許法の利用発明の利用概念のように明確にすることは困難という意見を述べるにとどまっている。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

- ・岩波講座 現代の法10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997年

著作権と情報システム 第 19 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（11）

保護の内容

二 著作権

(3) 放送権、有線放送権

著作権法公衆送信のうち、著作権法（中間報告が発表された昭和 59 年 1 月現在、以下同じ。）第 23 条には、「著作者は、その著作物を放送し、又は有線放送する権利を専有する」と規定されている。この放送は、同法第 2 条第 1 項第 8 号に「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信の送信を行うことをいう」とし、有線放送は、同法第 2 条第 1 項第 17 号に「公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一部の設備の場所が他の部分の設備の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信を除く。）」と定義している。

中間報告では、電話回線などを利用したオンライン・システムによるプログラムの提供が考えられている。当時は放送権と有線放送権しかないため、プログラムを特定多数の者に対して反復して伝達されるオンライン・システムは有線放送権に及ぶと解された。現在では「公衆からの求めに応じて自動的に行う（著作権法第 2 条第 1 項第 9 号の 4）」自動公衆送信権が及ぶことになる。また、公衆の用に供されている電気通信回線（インターネット）に接続している自動公衆送信装置（サーバー）に情報を記録又は入力させたりすること、また、このような情報が入力されている自動公衆送信装置（サーバー）について、公衆の用に供されている電気通信回線（インターネット）に接続させることを送信可能化（アップロードのこと）といい、自動公衆送信にはこの送信可能化も含まれている（著作権法第 2 条第 1 項第 9 号の 5）。

公衆送信権は公衆であることが前提となるため、公衆ではない特定者への送信（電話、ファクシミリ、Eメール）は含まない。

引用・参考文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

- ・岩波講座 現代の法10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997年

連載 著作権と情報システム 第 20 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（12）

保護の内容

二 著作権

(4) 頒布権

頒布とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあっては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むもの（著作権法第 2 条第 1 項第 19 号）をいい、頒布権とは、当該映画の著作物をその複製物により頒布する権利を示すもの（著作権法第 26 条第 1 項）である。昭和 48 年 6 月の著作権審議会第二小委員会の報告書では、「当分の間は、世界の動向や実務界の契約慣行等を勘案しつつ、プログラムに頒布権を認めるべきかどうか、頒布権の及ぶ範囲をどうすべきか等について検討を進めていくべきである」とされていた。当時の第一小委員会で審議されていた貸与権の創設（著作権法第 26 条の 3）によって、中間報告では、頒布権を認めなくても貸与権で代替できるので、当面の措置としてプログラムの頒布権は見送るべきとの見解が示された。

まとめ

以上の結果、中間報告では、著作権法において、プログラムの複製権について特別の規定は設けず、情を知って複製されたプログラムを実行する行為を著作権を侵害する行為とみなす規定を設けることを求めている。

中間報告に沿って、著作権法第 113 条を改正し、同条第 2 項が新たに設けられた（昭和 60 年 6 月 14 日法律第 62 号により改正）。

【著作権法第 113 条第 2 項】

プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年
- ・岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 21 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（13）

権利の制限

一 権利を制限する規定の再検討

著作権法には公正な利用を目的として著作権の権利を制限する規定（第 30 条以下）が設けられている。プログラムにも著作権法が適用された場合、当然著作権の権利を制限する規定も適用されることになる。

中間報告では、当時の著作権法の中でプログラムに適用されるであろう第 30 条、第 35 条、第 42 条等について、具体的に検討されている。

(1) 第 30 条 私的使用のための複製

著作権法第 30 条第 1 項は、「著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（「私的使用」）を目的とするときは、」原則として「その使用する者が複製することができる」ものとしている。昭和 59 年当時、パソコンが徐々に家庭に普及を始め、このようなパソコンでもプログラムを複製する機会が増加し始めた頃のことである。確かに限られた範囲（個人的、家庭的等）ではあるため、中間報告では、プログラムの複製について第 30 条の私的使用の規定を適用しても、そのことでプログラム以外の著作物よりプログラムの著作権者を不当に害するものにはならないと判断している。要するに、私的使用を目的とするプログラムの複製を容認するものとしている。

(2) 第 32 条 引用

著作権法第 32 条第 1 項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と規定して、本条の正当な範囲内であれば引用は可能となる。プログラムに関しては、プログラムの各種解説書や論文などを作成する場合に、他人の作成したプログラムを載せることは目的上正当な範囲内の引用と考えられるが、他人の作成したプログラムを使って新たなプログラムを作成すること（リバースエンジニアリングによる場合を除く）は公正な慣行に合致するものではなく、目的上正当な範囲内の引用とは言えないと中間報告では判断している。要するに、他人の作成したプログラムを使って新たなプログラムを作成する場合、プログラムの著作権者（著作者も含む）から利用の許諾を得てから作成しなければならないということであり、引用と称して著作権

者（著作者も含む）の許諾なく新たなプログラムを作成すれば、著作権（著作者人格権も含む）の侵害となる。

引用・参照文献

著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年

著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 22 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（14）

権利の制限

一 権利を制限する規定の再検討

(3) 第 35 条 学校その他の教育機関における複製等

著作権法第 35 条第 1 項は、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」として、学校などの教育機関の教師と生徒が授業で使用するという一定の範囲で、著作権者の利益を不当に害しない限り、プログラムの複製を授業の中で使用することを認めている。それは教育機関以外がプログラム作成等の実習をするために、既存のソースプログラムの複製、配布等を認めている訳ではない。教育機関の授業を担当する教員と生徒が授業過程で使用する場合で、かつ授業に必要と認められる限度だけ、既存のソースプログラムの複製、配布等が認められるのである。

(4) 第 42 条 裁判手続等における複製

著作権法第 42 条第 1 項は、「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」として、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料という特定の目的に限り、必要限度において複製を認めているものである。裁判手続きの証拠資料や行政機関の統計資料などを示すものであるが、例えば裁判資料作成の数値計算や行政統計の事務のために他人のプログラムの複製を認めるものではないと中間報告では判断している。

以上、(1) ～ (4) で示したように、中間報告では著作権法第 30 条、第 32 条、第 35 条及び第 42 条をプログラムに対してそのまま適用しても、何ら問題が生じないという結論に達している。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年
- ・岩波講座 現代の法 10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997 年

連載 著作権と情報システム 第 23 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（15）

権利の制限

二 プログラムの実行に伴う複製、翻案等について著作権を制限することの必要性について

昭和 58 年当時の実態として、プログラムを実行するために、磁気テープから磁気ディスクに複製したり、保存のために磁気ディスクから磁気テープに複製することが行われていた。また、利用しやすいようにプログラムに変更を加えることも頻繁に行われていた。そのことから中間報告では、①プログラムの複製物の正当な権利者に対して、プログラムの実行、保存を目的とした複製について、公正な利用として、著作権者の許諾を得なくても複製できるようにすること、②プログラムの複製物の正当な権利者に対して、公正な利用としてコンピュータを実行するために必要な範囲内で当該プログラムを改変することを認めることを示している。

ここで注意すべきことは、プログラムの複製物の正当な権利者に対して、改変することをどの範囲まで認めるのかというだけではなく、改変したプログラムを二次著作物（複製物）として認めることができるかということも考える必要もある。公正な利用としてコンピュータを実行するために必要な範囲内での改変を認めているだけであって、改変したプログラムを二次著作物（複製物）として自由に譲渡、貸与することを認められているわけではない。もし改変したプログラムを二次著作物（複製物）として自由に譲渡、貸与することまで認められれば、コンピュータを実行するために必要な範囲を超えて、明らかに公正を欠く利用と考えられるからである。中間報告では、プログラムの改変による複製物の自由に譲渡、貸与することを認めることは妥当ではないという結論を示している。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年
- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992 年

- ・岩波講座 現代の法10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997年

連載 著作権と情報システム 第 24 回

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

1. 著作物

[3] 文化庁案「著作権審議会第六小委員会（コンピュータ・ソフトウェア関係） 中間報告」（16）

権利の制限

三 プログラムの複製、翻案等について権利者の許諾を得られない場合の措置を設けることの必要性について【1】

権利者（著作権者）の許諾を得られない場合の措置について、著作権法には、第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条による裁定による著作物の利用が規定されている。これらの規定は、文化庁長官の裁定等による強制的に著作権者に代わって許諾を得る制度である。

(1) 第 67 条 著作権者不明等の場合における著作物の利用

著作権法第 67 条第 1 項は、「公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる」として、プログラムを作成した者が不明など著作権者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定等による強制的な許諾を求めることができるものと考えられる。

(2) 第 68 条 著作物の放送

著作権法第 68 条第 1 項は、「公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、その著作物を放送することができる」としている。昭和 58 年当時プログラムを著作物として放送していたとは想像できないことから、プログラムについて本条が適用できるとは考えにくい。

引用・参照文献

- ・著作権法概説第 13 版、半田正夫著、法学書院、2007 年
- ・著作権法、中山信弘著、有斐閣、2007 年

- ・ソフトウェアの法的保護(新版)、中山信弘著、有斐閣、1992年
- ・岩波講座 現代の法10 情報と法、岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編、岩波書店、1997年